

全教委連第205号
令和元年12月2日

文部科学省高等教育局大学振興課長 様

全国都道府県教育長協議会
会長 藤田裕司

「電子調査書のフォーマット案等」に関する意見について

全国都道府県教育長協議会では、本格実施までに懸念される事項があることから、平成31年1月15日に「調査書の電子化に向けた考え方(案)」に関し、「電子化の実施スケジュール」、「電子化のセキュリティ」、「調査書の記載内容」、「電子データの授受」等について、具体的な改善及び国における財政支援の意見を申し上げたところです。

この度、意見照会のありました「電子調査書のフォーマット案等」については、「大学入学者選抜改革推進委託事業」の成果中間報告書で示されたものであり、今後、より良い事業成果の検証となるよう、また、安心かつ信頼のおけるシステム構築に向けて、慎重に検討をしていただくよう、下記のとおり意見を申し上げます。

記

1 令和2(2020)年度 実証事業電子調査書フォーマット(案)【資料1】

○ 全体に係る部分

- ・ 単位制高等学校等では、学年制を取っていない場合があるため、「第1学年」等の表記については、「第1学年(1年次)」等と記載すべきであると考えます。

○ 1頁 「1. 基本情報」「生徒情報」「入学種別」

- ・ 「生徒情報」の欄に、入学種別「転・編入」は複数回に対応できる欄を用意する必要があると考えます。

○ 1頁 「1. 基本情報」「高校情報」「学校種別」

- ・ 「4:分校」の選択肢については、高等学校や特別支援学校等の区分が必要であることから、複数選択が可能となる様式が必要であると考えます。

○ 1頁 「1. 基本情報」「高校情報」「学校区分」

- ・ 「学校区分」の選択肢については、教育課程上の区分として『全日制、定時制、通信制』とし、次項目に学科上の区分として『普通科、専門学科、総合学科』の選択肢を設ける等、分けて選択する必要があると考える。
- ・ 専門学科には電気科や工業科等様々な学科がある。また、普通科等にはコースを設置している高等学校もあることから、具体的な学科・コースを入力する欄を設ける必要があると考える。

○ 3頁 「5. 総合的な学習の時間の内容・評価」

- ・ 平成31年4月1日以降に高等学校に入学した生徒については、「総合的な探究の時間」が適用されていることから、本記載のほか、「総合的な探究の時間の内容・評価」も加える必要があると考える。

○ 3頁 「6. 特別活動の記録」

- ・ 階層5に「ホームルーム活動」を追加する必要があると考える。

○ 5頁 「7. 指導上参考となる諸事項」「(1) 学習における特徴等」及び「(2) 行動の特徴、特技」

- ・ 「(1) 学習における特徴等」及び「(2) 行動の特徴、特技」については、入力形式が数値であるが、入力形式は文字として、自由に記述できるようにすべきであると考え。

○ 6頁 「7. 指導上参考となる諸事項」「(3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等」「ボランティア活動」

- ・ 「ボランティア活動」における「部活動名」(階層5)については、個人や校外組織における活動が評価された場合を想定して、「部活動等」の表記にすべきであると考え。

○ 8頁 「7. 指導上参考となる諸事項」「(4) 取得資格、検定等」

- ・ 専門学科においては、類似の資格・検定が多いため、資格検定名だけでなく、主催団体も入力できるようにすべきであると考え。

○ 9頁 「9. 出欠の記録」

- ・ 必要に応じて、欠席等の理由が記入できるよう、備考欄を設ける必要があると考える。

2 全面的に導入された際のシステムイメージ【資料2】

- ・ 「学びの記録」に記載する内容を明確に定義するとともに、ショーケースに入力した活動の事実については、高校教員と高校生徒が相互に確認することとなっているため、右囲み内にその旨を記載する必要があると考える。
- ・ 「調査書データ(暗号化)」と「ポートフォリオショーケース(学びの成果)」の関係性について、図示する必要があると考える。

- ・ 右囲み内の「■生徒」及び「■先生」は、左囲み内の表記と統一し、それぞれ「■高校生徒」及び「■高校先生」と表記すべきであるとする。

3 実証事業に向けた開発スケジュール【資料3】

- ・ 本システム（電子調査書）の全面的な導入は2022年度（令和4年度）からと発表されているが、資料は2021年度途中までの記載となっている。
- ・ 実際の運用に当たり、各都道府県が行うべき内容や全面的な導入までの詳細なスケジュールを具体的に示すべきであるとする。

4 その他

- ・ 各都道府県が行うべきシステム導入に必要な機器や既存機器の改修、セキュリティ環境等、予算要求を行うにあたり必要となる電子調査書の仕様について、早期に示すべきであるとする。
- ・ 本システムの導入に当たって発生する費用（実運用に向けた各都道府県のセキュリティ対策に伴うシステム改修、調査書の電子化に伴う「総合型校務支援システム」の導入・改修等）について、各都道府県の過度な負担とならないよう、必要な財政措置をお願いしたい。
- ・ 制度の趣旨を理解し、円滑に実施していくため、教育委員会や学校を対象とした説明会等の充実に努めていただきたい。